

国立大学法人東京農工大学連携リング規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学連携リング規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考									
<p>(拠点の設置) 第9条 (略) 2 連携リングに置く拠点は別表のとおりとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="176 488 732 655"> <tr> <td>科学立国研究拠点</td> </tr> <tr> <td>生存科学研究拠点</td> </tr> <tr> <td>実践型研究人材養成拠点</td> </tr> <tr> <td>グリーンナノバイオエレクトロニクス研究拠点</td> </tr> </table>	科学立国研究拠点	生存科学研究拠点	実践型研究人材養成拠点	グリーンナノバイオエレクトロニクス研究拠点	<p>第9条 (略) 2 連携リングに置く拠点は別表のとおりとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1072 488 1628 699"> <tr> <td>科学立国研究拠点</td> </tr> <tr> <td>生存科学研究拠点</td> </tr> <tr> <td>実践型研究人材養成拠点</td> </tr> <tr> <td>グリーンナノバイオエレクトロニクス研究拠点</td> </tr> <tr> <td>グローバルイノベーション研究拠点</td> </tr> </table>	科学立国研究拠点	生存科学研究拠点	実践型研究人材養成拠点	グリーンナノバイオエレクトロニクス研究拠点	グローバルイノベーション研究拠点	
科学立国研究拠点											
生存科学研究拠点											
実践型研究人材養成拠点											
グリーンナノバイオエレクトロニクス研究拠点											
科学立国研究拠点											
生存科学研究拠点											
実践型研究人材養成拠点											
グリーンナノバイオエレクトロニクス研究拠点											
グローバルイノベーション研究拠点											

附 則 (教規程第 64 号)

この規程は、平成 26 年 3 月 17 日から施行する。